

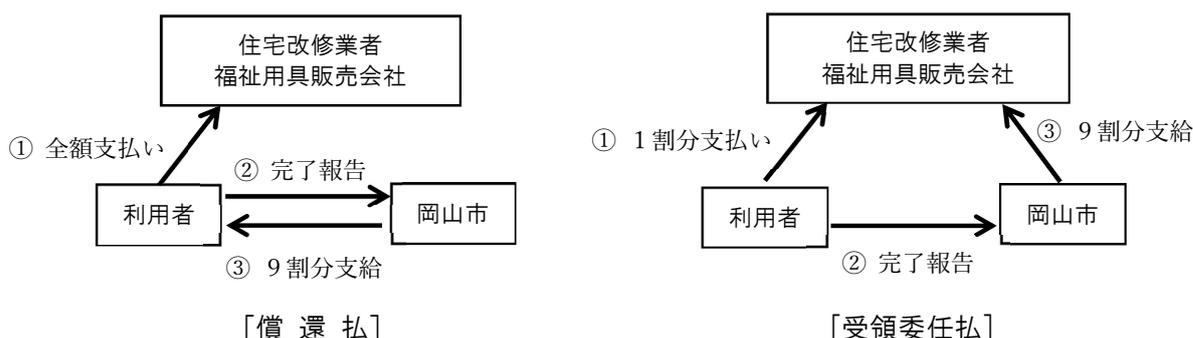
令和6年8月から

住宅改修費・特定福祉用具購入費で受領委任払が利用できるようになります

1 受領委任払とは

介護保険住宅改修及び特定福祉用具購入を行った場合、利用者は工事費又は購入費全体のうち、自己負担分（1割又は2割、3割）のみを事業者等に支払い、保険給付費は事業者等に直接支払われます。利用者は初めから自己負担額のみで済むことになり、工事及び購入についての一時的な経済的負担が軽減されます。受領委任払の利用にあたっては、事前に事業者等の同意が得られていることが必要です。

2 償還払と受領委任払の違い（例：負担割合 1割の場合）



3 申請方法（申請書類はホームページから最新のをダウンロードしてご使用ください）

受領委任払で申請する場合

住宅改修

- ① 工事後の申請書に、受領委任払申請書兼委任状の添付が必要です。
 - ② 領収額は工事費全体ではなく、利用者の負担分の額です。領収書の記載額もこの額になります。
- ※工事前申請で提出する書類は同じです。

福祉用具購入

- ① 申請書に、受領委任払申請書兼委任状の添付が必要です。
- ② 領収額は、福祉用具の購入費全体ではなく、利用者の負担分の額です。領収書の記載額もこの額になります。

※新様式の申請書類は7月からホームページで配布します。

※委任された工事業者・販売業者等に支給額を通知します。

4 受領委任払の開始

令和6年8月1日以降に提出された申請受付分から利用することができます。

住宅改修…工事後申請書が8月1日以降の受付分から

福祉用具購入…8月1日以降の受付分から

※償還払もこれまでどおり利用できます。

5 受領委任払を利用できる方

次の条件のいずれにも該当しないこと

- ・介護保険法第66条第1項又は第2項に規定する支払方法の変更の記載を受けている方
- ・介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている方

※該当する方でも償還払の利用はできます。

6 利用例

■ 180,000円の住宅改修を住宅改修業者で施工した場合【負担割合1割の場合】

- ・利用者が住宅改修業者に18,000円（1割分）を支払う。
領収書の記載額は18,000円になります。
- ・介護保険が住宅改修業者に162,000円（9割分）を支給する。

■ 52,000円の特定福祉用具を福祉用具販売事業者から購入した場合【負担割合1割の場合】

- ・利用者が福祉用具販売事業者に5,200円（1割分）を支払う。
領収書の記載額は5,200円になります。
- ・介護保険が福祉用具販売事業者に46,800円（9割分）を支給する。